

## 出雲市農業委員会（第2期）第3回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和2年(2020)10月26日(月) 午前10時～午前11時30分

2 場所 出雲市役所 6階 全員協議会室

3 出席委員(23名)

大梶 泰男	石飛 政樹	松本 尚幸	原 孝治	河原 基
岡田 征記	落合 光啓	佐野 芳夫	松井 幸男	岡 正
水 壯	石飛 忠宏	渡部 靖司	上野 正夫	神田 伯
塩野 一男	板垣 房雄	今岡 充	持田 守夫	江角 昭夫
伊藤 美樹	若槻 博美	遊木 龍治		

4 欠席委員(1名)

青木 敏男

5 提出議題

(1) 報告事項

報第3号 会長専決処分の報告

報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第4号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第6号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第7号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第8号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第9号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明について

議第10号 非農地証明について

議第11号 農地賃借料情報の公示について

会長あいさつ

## 6 議事

大梶会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。  
署名委員に議席番号6番の岡田征記委員と7番の落合光啓委員を指名する。

議 長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。  
報告事項、報第3号会長専決処分の報告、報第4号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第5号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

議 長 報第3号会長専決処分について、報告いたします。  
先ず、第1期第39回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条2件及び農地法第5条5件については、島根県農業会議第55回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。農地法第4条2件、農地法第5条5件を、常設審議委員会における決定日の10月12日付けで許可決定しております。  
次に、第1期第38回総会で承認いたしました案件で、資金計画のうち補助金の割当内示があるまで許可保留としていた農地法第5条1件について、資金調達される見込みの確認できる書類が提出された日の10月22日付けで許可決定しております。  
以上、報告といたします。

議 長 続いて、報第4号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

後藤主事 報第4号について、ご説明いたします。  
報告資料の1～15ページをご覧ください。  
農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6か月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。  
今月は、受付番号96～182番の87件の通知がありました。内訳としては、貸借期間の変更が64件、基盤整備のためが7件、貸人の都合によるものが6件、借人の都合によるものが4件、所有権移転のためが3件、農地法3条申請のためが2件、農地法5条申請のためが1件です。  
農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6か月以内であることを書面

で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上、報告といたします。

議長 続いて、報第5号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

高橋主事 報第5号について、ご説明いたします。

報告資料の16～21ページをご覧ください。

農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。

この届出の先月受付分は、受付番号102～116番までの15件でした。権利の取得事由は、15件全てが「相続」によるものでした。

市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。いずれもあつせん希望はありませんでした。

なお、(農地法関係事務処理要領の第3の3、留意事項にかかる)本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、10月16日付けで通知を出しております。

以上、報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問、ご意見はございませんか。

議長 わたしから意見です。報第5号の受付番号106番については、畑を近くに住む親戚が耕作と記載されていますが、利用権を設定されるよう指導したほうが良いと思います。

高橋主事 届出時に把握できれば正式な手続きをするよう指導いたします。

議長 わかりました。

議長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議長 他に質問がないようですので、それでは、これより議案の審議を行います。議第4号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

農業振興課河井係長から内容について、説明をお願いします。

河井係長

議第4号について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、10月30日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。

お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、239筆、252,435.00㎡、うち新規の設定が41筆、61,735.00㎡、再設定が198筆、190,700.00㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄で、19筆、17,859㎡です。中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、220筆、234,576㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、112筆、89,220.00㎡、うち新規の設定が97筆、70,713.00㎡、再設定が15筆、18,507.00㎡です。

この内訳は、相対分が、2ページ右下の表の合計②欄、12筆、20,317㎡です。中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、100筆、68,903㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。351筆、341,655.00㎡です。

その他 詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。

35ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び36ページの「所有権移転 総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第5条第3項の規定により、県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。

この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。

今月の所有権移転の合計は、12筆、23,022㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回までの総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第4号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって、議第4号を承認いたします。

議 長 次に、議第5号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

高橋主事 議第5号について、ご説明いたします。

第3回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が9件ありました。

なお、取得後、3年未満の農地はありません。

個別の事案について、ご説明いたします。2～3ページをご覧ください。

受付番号63番です。譲渡人は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、以前から申請地を耕作している受人に譲渡するものです。所有権移転後は、引き続き受人が水稻を栽培される計画です。

受付番号64番です。譲渡人は、譲受人の要望があり、公共事業により手放した農地の代替地を求める受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が手放した農地と同様に水稻を栽培される計画です。

受付番号65番です。譲渡人は、昭和59年に譲受人所有の山林と申請地を交換しており、今回正式に譲渡して現況と合致させるものです。所有権移転後は、引き続き受人がブロッコリーを栽培される計画です。

受付番号66番です。譲渡人は、労力不足のため、隣接宅地に居住し、市内で広く水稻やそばを栽培している受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がそばを栽培される計画です。

受付番号67番と68番は関連があるため併せて説明させていただきます。譲渡人は、いずれも市外在住による耕作不便のため、以前から申請地で水稻を栽培している受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がひきつづき水稻を栽培される計画です。

受付番号69番です。譲渡人は、県外に引っ越し予定のため、申請地付近で耕作している受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が梅、栗などの果樹、水稻および野菜を栽培される計画です。

受付番号70番です。農地所有適格法人の常時従事者たる構成員が、当該法人に貸し付けることを前提として農地を取得するものです。農地法第3条第2項第3号にあるように、取得後すぐに貸し付ける場合は許可することができないこととなっていますが、農地所有適格法人の常時従事者たる構成員が、その土地をその法人に貸し付けようとする場合は許可できることとなっています。所有権移転後は、利用権設定により当該法人が野菜を栽培される計画です。

受付番号71番です。申請地は7月27日の総会にて別段面積の適用を決定した土地でございます。ここで別段面積の適用について簡単に説明いたします。農地の権利移動の許可をする要件の1つに、下限面積要件があります。これは権利を取得する者またはその世帯員等が耕作する農地の面積が一定以上あることというよう件ですが、出雲市農業委員会では、新規就農の促進、遊休農地化の防止を主な目的とし、非農家でも農地の取得が可能な特例制度を運用しています。この特例制度は、遊休化のおそれがある農地や集団的な利用ができない農地、例えば宅地に付随、面積が狭小、条件が悪く担い手の取得希望がないなどの農地を近隣の居住者等が所有、耕作することを条件に、農地法第3条による面積要件を1アール（約100㎡）まで引き下げるものです。譲渡人は、労力不足のため、以前から申請地を耕作している受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が引き続きネギを栽培される計画です。

以上、受付番号63～71番については、4～5ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長           ご質問、ご意見はないものと認めます。  
それでは、議第5号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長           挙手全員と認めます。  
よって、議第5号を承認いたします。

議 長           次に、議第6号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。  
事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任       議第6号について、ご説明いたします。  
第3回総会議案の1ページをご覧ください。今回は、4件の申請がありました。

議案書6ページ、参考資料1～8ページをご覧ください。

なお、取得後、3年未満の農地はありません。

今回は4件の申請がありましたが、説明基準に該当する案件はございません。

また、11月開催予定の第56回常設審議委員会には欄外左に丸印をつけております、3件の予定です。

なお、事後案件が4件ございます。

受付番号45番の案件は、昭和57年頃から貸店舗併用住宅及び貸物置敷地として利用してきたものです。

受付番号46番の案件は、昭和52年頃から自宅の庭として利用してきたものです。

受付番号47番の案件は、平成15年頃から進入路及び浄化槽の敷地として利用しており、この度、進入路の拡張及び自宅周りの舗装をするものです。

受付番号48番の案件は、昭和61年頃から木戸道及び車庫用地として利用してきたものです。

いずれの案件も申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

以上、受付番号45～48番については、農地法第4条第6項 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。  
それでは、議第6号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。  
よって、議第6号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議長 次に、議第7号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第8号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。  
事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任 議第7号について、ご説明いたします。  
議案書は7～10ページ、説明資料は1～15ページ、参考資料は9～50ページになります。  
今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が16件、賃貸借権の設定が5件、使用貸借権の設定が5件、合計26件提出されております。今月の説明案件は5件ございます。  
なお、11月開催予定の第56回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております、9件の予定です。  
また、一時転用による賃貸借権の設定案件で1件、取得後3年未満の農地があります。後ほどご説明いたします。  
それでは、個別の案件について、説明します。  
議案書7ページの受付番号163番についてご説明いたします。説明資料の1～3ページをご覧ください。転用場所は、江田町で、県道斐川出雲大社線沿いです。ナフコの西250mほどのところの田3筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『駐車場』です。転用面積、所要面積ともに2,588㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整については、9月に農振農用地からの除外決定済みです。転用にあたっての許可該当条項は、規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。  
事業計画について、事業者は家畜の飼料の製造・販売などを行う法人です。事業拡大に伴い、大型トラックの行き来が増えたことで駐車スペースが不足し



ているため、事務所に近い申請地を取得して、駐車場を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額39,32万3千円で、これに対する資金調達については、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書で確認をしています。

続いて、議案書7ページの受付番号165番についてご説明いたします。説明資料の4～6ページをご覧ください。転用場所は、知井宮町で、西出雲駅の北東方向、直線距離で500mほどのところにある田1筆畑2筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『建売分譲』です。転用面積は1,254㎡、所要面積は宅地を含め2,011㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整については、9月に農振農用地から除外済みです。転用に当たっての許可該当条項は、規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。

事業計画について、事業者は市内で不動産業を営む法人です。この度、住宅需要が見込まれる申請地を取得し、住宅を7棟建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1億8,500万円で、これに対する資金調達については、借入金と自己資金で賄う計画で、詳細は説明資料下段の資金計画表でご確認ください。それぞれ金融機関の融資証明書と残高証明書で確認しています。

続いて、議案書8ページの受付番号168番についてご説明いたします。説明資料の7～9ページをご覧ください。本案件は議8号の事業計画変更承認申請18番とセットの案件です。事業計画者が変わらない計画変更は計画変更承認申請のみ提出で、計画者も変わる場合は5条の申請も改めて提出してもらいます。転用場所は、東神西町で、県道の出雲インター線と西出雲停車場線の交差点から東へ400mほどのところの畑1筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。目的は、初めの計画も今回も個人の住宅です。当初計画者が仕事の関係で県外に出てそちらで自宅を建てたとのことで、当初計画の完了の見込みはなくなっています。今回引き継ぐ計画も転用目的は個人の『一般住宅』です。転用面積、所要面積ともに612㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整については、以前転用許可を受けていたこともあり、昭和53年に農振農用地から除外されています。転用に当たっての許可該当条項は、規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。

事業計画について、事業者は市内に居住する個人であり、この度申請地を取得して自宅を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額3,300万円で、これに対する資金調達については、全て借入金で賄う計画です。金融機関の融資証明を確認しております。

続いて、議案書9ページの受付番号179番についてご説明いたします。説明資料の10～12ページをご覧ください。転用場所は、知井宮町で、国道9号の神戸川の神戸橋を渡って約1km行った交差点を曲がって南へ250mほどの場所にある田2筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『資材置場』です。転用面積、所要面積ともに2,167㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。申請地の農地区分は、農用地です。転用にあたっての許可該当条項は、施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。

事業計画について、事業者は市内で建設業を営む法人です。この度、市の下水道工事を受注したことに伴い、資材置場として申請地を一時転用して利用する計画です。期間は令和3年5月31日までとなっています。登記地目としては田ですが、現地は畑利用のようで、嵩上げなどもないので造成工事の支出はありません。この2筆について所有者は令和元年5月に売買で取得しており、取得後3年未満です。本案件においては、転用が一時的なものであり、事業者も場所を探したが騒音問題やある程度の面積のある場所という条件で近くでは確保できなかったとのことでした。

続いて、議案書9ページの受付番号180番についてご説明いたします。説明資料の13～15ページをご覧ください。転用場所は、西郷町で、平田ショッピングセンターVivaやナフコがある県道を、そこから1kmほど河下方面へ行ったところにあります田3筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『資材置場』です。転用面積、所要面積ともに1,456㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。申請地の農地区分は、農用地です。転用にあたっての許可該当条項は、施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。

事業計画について、事業者は市内で建設業を営む法人です。この度、新設される国富・西田・鰐淵・北浜の4校統合小学校の敷地造成工事を受注し、現地に近い申請地を一時転用して資材置場として利用する計画です。期間は、令和5年9月30日までとなっています。資金計画につきましては、造成費50万円で、これに対する資金調達については、全て自己資金で賄う計画です。

続いて、議第8号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は11ページです。

今月の申請は、所有権の移転を伴う計画変更が2件、使用貸借権の設定を伴う計画変更が1件提出されております。

説明該当の案件である18番は先ほど5条の168番とセットでご説明いたしました。その他の2件の参考資料は43～44ページ、21～22ページに

なります。こちらも5条とセットになっており、17番については、5条案件183番、また19番については5条170番とセットですのでよろしくお願  
いいたします。今月申請のありました5条26件、事業計画変更3件につつま  
しては、いずれも農地法に規定する不許可、不承認の要件には該当しないもの  
と認められます。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 議席番号19番の持田です。受付番号165番について質問です。説明資  
料の図面の中央はすでに農地ではないように見えますがいかがでしょうか。

松崎主任 平面図の中央に建物の形がありますが、これは現に宅地で建物が建ってい  
る場所でございます。この建物を壊してその宅地もあわせて2,000㎡余  
りで分譲地の計画をされています。

持田委員 わかりました。

議 長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他に質問がないようですので、それでは、議第7号農地法第5条に規定に  
よる農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第8号農地転用事業計  
画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。  
よって、議第7号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。  
また、議第8号を決定いたします。

議 長 次に、議第9号農地法第5条目的の買受適格証明について、を議題といた  
します。  
事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任 議第9号について、ご説明いたします。  
初めに、買受適格証明について説明します。買受適格証明は、裁判所の競

売や税務署の公売になった農地の入札に参加する場合に必要な証明で、参加希望者はこの証明書を持っている人に限定されます。よって、耕作目的で取得する農地法3条や農地以外の用途に使う目的で取得する5条の規定による許可ができる者に、証明書を交付することになります。交付の手続きは農地法の許可の手続きに準じて行うことになっています。今回の案件は、裁判所が実施する農地の競売に参加するためのものであり、1件の申請が提出されています。この先また申請があるかどうかわかりませんが、いずれにしても落札者に対して、売却決定がなされることになります。申請は、農地を取得し農地以外として使用する計画ですので、農地法第5条第1項目的に該当します。

それでは受付番号1番の内容について、ご説明いたします。議案は12ページ、説明資料は16～18ページをご覧ください。転用場所は松寄下町、ラピタはまやま店から北東方向に直線距離で350mほどのところにある田1筆です。転用場所の詳細な位置につきましては、17ページの位置図でご確認ください。転用目的は『倉庫及び駐車場』です。転用面積・所要面積ともに833㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地となります。土地利用計画との調整につきましては、農業振興地域の農用地から除外済みです。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。

事業計画について、計画者は、市内で農業等を営む個人です。この度、自身の事業拡大に伴い、公売に参加し、申出地を取得して倉庫及び駐車場を整備する計画です。資金計画については、所要資金額1,870万円で、内訳は説明資料の下の表に記載のとおりです。これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画です。この総会で承認されますと、本日付で農業委員長名の証明書を交付します。その後、最高価買受申出人または次順位買受人（入札で1番と2番）となった人までが買い取る権利があり、1番または1番が止めたら2番の人から農地法第5条の許可申請が提出されます。適格証明の時と内容を確認し、内容が異なっていない場合は、もう1回総会にかけることはしないで会長専決で農地法第5条の許可を出すことになります。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第9号農地法第5条目的の買受適格証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。  
よって、議第9号を承認いたします。

議 長 次に、議第10号非農地証明について、を議題といたします。  
事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤主事 議第10号について、ご説明いたします。  
議案書の13ページ及び説明資料の19～23ページをご覧ください。  
今月は、2件の申請がありました。  
受付番号10番について、ご説明いたします。  
申請地については議案13ページに載せております。また、説明資料  
19ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細につ  
いては、説明資料20ページの現況写真をご確認ください。申請地は海岸沿  
いの道路の海側に位置する農地であり、風当たりが強く近くに水源もないた  
め20年以上前から耕作されず荒廃し原野の状態となっています。現地確認  
は10月20日に石飛農業委員、岸推進委員、大野推進委員、事務局職員で  
行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありま  
せん。

続いて受付番号11番について、ご説明いたします。

申請地については議案13ページに載せております。また、説明資料  
21ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細につ  
いては、説明資料22～23ページの現況写真をご確認ください。位置図に  
ついてですが、XXXXXXXXXXの方は西側部分が近年のXXXXXXXXXX工  
事により状況が変わっていますのでご注意ください。詳細につきましては  
ページ真ん中の航空写真をご確認ください。申請地は山林に隣接した日当た  
りの悪い農地であり、50年以上耕作されず現在は山林や原野の状態になっ  
ています。現地確認は10月20日に石飛農業委員、岸推進委員、大野推進  
委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件  
整備の予定はありません。

よって、今月付議しました2案件は、いずれも非農地証明基準の「やむを  
得ない事情（耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地  
で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用すること  
ができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外  
のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議 長 担当農業委員から補足をお願いします。

石飛委員 議席番号12番の石飛です。事務局から説明がございましたが、写真で見ていただくとおり、明らかに農地ではありませんでした、農地への復元は不可能な場所と判断しました。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。  
それでは、議第10号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。  
よって、議第10号を承認いたします。

議 長 次に、議第11号農地賃借料情報の公示について、を議題といたします。  
事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤主事 議第11号について、ご説明いたします。  
議案書の14～15ページをご覧ください。  
農地賃借料情報の公示については、平成21年12月の農地法改正によって標準小作料が廃止され、その代替措置として、賃借契約のひとつの目安を示すこととなったものです。農業委員会に対しては、農地法第52条で、農地の利用の状況・借賃等の動向などの情報の収集、分析及び情報提供がその業務とし規定されており、毎年情報の更新をしています。  
今回お諮りする賃借料情報については、令和元年10月から令和2年9月中に賃貸借契約を結んだ利用権設定を基に集計したものです。賃借料提供の内容・項目については、昨年と同様に、田、普通畑、果樹畑の3つの部門に分けて、賃借料の平均額、最高額、最低額、筆数などの情報を公示します。  
また、あわせて使用貸借契約の筆数を示しています。出雲地域においては、賃借料を伴わない契約が契約全体の5割以上を占めています。農業委員会としましては、とりまとめた賃借料情報を市のホームページと広報により公表することになります。  
説明は以上です。

議 長 この件については、先月の総会後に開催された農政部会で検討いただいておりますので、岡田農政部会長から報告をお願いします。

岡田委員 議席番号6番の岡田です。先月の農政部会にて事務局から説明を受けたところです。部会全員で承認しましたのでご報告させていただきます。

議 長 ただいまの説明についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。  
それでは、議第11号農地賃借料情報の公示について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。  
よって、議第11号を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。  
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午前11時30分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、今岡次長、松崎主任、吉川主任、高橋主事、後藤主事

農業振興課

農地利用調整係 河井係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

署名委員

署名委員